

重要事項説明書



令和5年度入園

(R4.8月 暫定版)

こども園かける 重要事項説明書

入園にあたり、この「重要事項説明書」の内容をご理解のうえ、別紙「同意書」を提出下さい。

(1) 施設運営主体

事業者の名称	学校法人修立幼稚園
事業者の所在地	鳥取県鳥取市立川町五丁目 260 番 6
事業者の連絡先	0857-22-5855
代表者	理事長 横井 司朗

(2) 利用施設

名称	こども園 かける						
所在地	鳥取県鳥取市立川町五丁目 260 番 6						
連絡先	TEL 0857-22-5855 FAX 0857-29-3143 Email info@s-kakeru.ed.jp						
園長/施設長 氏名	横井 司朗						
開園年月日	令和 4 年 4 月 1 日						
利用定員 (単位:名) ※①	年齢区分 ※② ※④	1 歳	2 歳/満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	1 号	-	10※③	21	22	22	75
	2・3 号	18	18	18	18	18	90
	合計	18	28	39	39	40	165

※① 利用定員数は変更の可能性があります

※② 令和 5 年 4 月 2 日時点の満年齢です

※③ 認定外 2 歳児を含めた定員数になります

※④ 1 歳・2 歳/満 3 歳までを「乳児部」、3 歳以上を「幼児部」と言います

(3) 施設の目的

目的	幼保連携型認定こども園として「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、就学前の全ての子に対し教育と保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
----	---

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	2,448.92 m ²
	園庭	地上園庭 694.31 m ² 屋上園庭 641.76 m ² 合計 1,336.07 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ	1,674.07 m ²

(5) 主な設備の概要

設備名称	部屋数	内訳 / 備考					
保育室	9 室	年齢	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
		名称※	A 組	A 組	A 組/B 組	A 組/B 組	A 組/B 組
		広さ (単位: m ²)	60.36	A 35.66 B 36.98	A 43.22 B 44.38	A 54.86 B 56.28	A 55.53 B 57.56

※ 乳児部 (1 歳・2 歳) は担当制保育のため、クラス名称がありません (グループ名称等を使用します)

※ 幼児部（3歳以上児）は毎年クラス名を園児同士の話し合いで決定します
 (例) 令和4年度「5歳A組」→「さくら組」、「4歳A組」→「ロケット組」etc.

設備名称		広さ / 備考
園児共有 スペース	フリースペース	125.1 m ² 大階段/滑り台
	図書スペース	86.1 m ²
	多目的室	22.4 m ²
職員用 スペース	打ち合わせ室	24.2 m ²
	給食ゾーン	合計 125.1 m ² 配膳室/洗浄室/調理室/下処理室/研修室/前室/事務室等
外部用 スペース	調乳室	7.6 m ²
	なーすすてーしょん (保健室)	8.5 m ²
作業等 特別室	おふいす (職員室)	36.6 m ²
	ぷりんしばる (応接兼相談兼園長室)	16.5 m ²
その他		外部倉庫 2室/園児用WC5室/多目的WC等

(6) 職員体制(令和4年8月1日 現在)
 こども園かける

職員	人数(名)	備考
園長	1	
副園長	1	兼 事務長
教頭	1	
主幹保育教諭	1	兼 各学年主任
副主幹保育教諭	2	
主任保育教諭	2	
保育教諭	7	
助保育教諭	8	補佐
講師	1	国際交流支援員
看護師	1	
給食スタッフ	6	管理栄養士/栄養士含
事務職員	2	
技術職員	4	園バス運転手
添乗員	3	

子育て広場ルリ

専任職員	1	保育教諭
補助員	3	子育て支援員/保育教諭

委嘱

園医	1	委嘱：(10) 参照
園歯科医	1	
園薬剤師	1	

(7) 教育・保育提供日及び保育時間並びに休業日等

【1号認定こども(教育標準時間認定)及び認定外2歳児※①・認定外1歳児※②】

保育提供日	月曜日から金曜日まで(年間195日程度)	
開所時間	午前7時30分～午後7時	
保育時間	教育時間	午前10時00分～午後2時00分
	時間外保育時間	午後3時00分～午後7時00分
休業日 ※②	日曜日・土曜日・祝日	
	夏期(7月21日～8月31日)	
	冬期(12月23日～1月6日)	
	学年末(3月20日～3月31日)	
	学年始(4月1日～4月5日)	
	その他園長の定めた日(行事代休日など)	

※① 認定外2歳児とは3号認定を取らない、満3歳の誕生日を迎える前日に1号認定に移行する子育て支援児のことを言います

※② 認定外1歳児とは原則として、3号認定での入園となった園児が保育の必要性の事由がなくなり、認定が取り消しとなった際に、その後も継続して園に在籍をする園児のことを言います

※③ 令和5年度までは3学期制として運営するが、令和6年度より2学期制に変更予定です(長期休業期間の短縮・延長、また秋季休業の可能性あります)

【2号・3号認定こども(保育認定)】

保育提供日	月曜日から土曜日まで(295日程度)	
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後7時
	土曜日	午前7時30分～午後7時
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分(11時間)
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分(8時間)
時間外保育時間	保育標準時間	午後6時30分～午後7時00分
	保育短時間	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末・年始(12月29日～1月3日)	

(8) 教育及び保育の内容

本園の基本理念・方針は以下のとおりです。

本園は、幼保連携型認定こども園として教育・保育要領に基づき、就学前の全ての子に対し教育と保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行います。

建学の理念 (教育・保育理念)	自我の芽生えから、他者との生活、対話、経験の中で生まれてくる「コト」を共に感ずることができ、自ら確立した好奇心・探究心を持ったこどもの育成を目指す。
教育・保育目標 めざす子ども像	自立・共感・探究 ・身体的自立と精神的自立をもった子 ・観察から想像し表現のできる共感力をもった子 ・物事を追求し、反復、持続することのできる探究心をもった子
教育・保育方針 教育・保育内容	【乳幼児担当制保育】 1・2歳児は育児担当制とし、子ども一人ひとりに合わせて丁寧にかかわりながら、その発達を促す保育を行う。 【探究型バランス保育】 特に3歳以上児については、クラス単位で活動を行う。知能・才能をIQのみで測ることや、一点に偏った教育・保育から脱却し、多様性を認め合える、多重知能をバランスよく育む保育を行う。また、子どもの主体性を大切に、各分野において興味・関心を高め、自ら考え、取り組む力を養う。
時間外保育	1号認定及び認定外1歳・2歳子どもについては、教育・保育終了後、又は長期休業期間中、土曜日等に預かり保育を実施。 2号・3号認定子どもについては、保育時間外について早朝及び延長保育を実施。
子育て支援事業 [子育て広場 ルリ]	【一時預かり事業】 在園児以外の子どもを一時的に預かる鳥取市委託の一般型一時預かり事業及び、一般型に該当しない子どもを預かる私的契約一時預かり事業を実施。 【子育て支援センター】 親子交流、情報交換の場として園独自に支援センター事業を実施。 【園開放事業】 月に1回程度未就園児に対する園開放日又は、子育て支援イベントを実施。

(9) 給食について

管理栄養士 栄養士	管理栄養士 谷岡 仁美 栄養士 林 真知子	
献立の作成者	管理栄養士または栄養士	
給食提供日 ※	1号認定・ 認定外2歳及び認定外1歳	月曜日から金曜日（長期休業中のぞく）
	2号認定・3号認定	月曜日から土曜日
間食（おやつ）	午前	1歳児、2歳児（学年）に提供
	午後	2号・3号認定及び、 預かり保育利用の1号認定等に提供

食育を推進するにあたっての園独自の食育計画の作成や取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献立表、食育計画の作成 ・ 自園栽培の食材を使用した給食の実施 ・ 米の栽培から収穫の体験 ・ 手作りおやつの実施 ・ 保護者への食育啓発・支援・指導 ・ イベントや誕生会日には特別メニューを提供
子どもの年齢・発達段階・健康状態等に 応じた食事の 提供方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢に応じた食事時間 ・ 年齢に合わせた形態及び量の提供
アレルギーの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加熱の有無によるアレルギー対応 ・ 代替食材による給食の提供 ・ アレルギー対象食材の除去食 ・ アレルギー食の子どもへ対応の献立食材を通知 ・ 誤配膳防止として代替日の配膳プレートの設置及び食器の色による分別 ・ 「食物アレルギー除去食依頼書」の提出 ※解除の場合は「食物アレルギー対応食 解除申請書」提出
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って調理を実施 ・ 毎月専門機関での管理栄養士または栄養士及び調理員の検便実施

※ 3歳以上児クラスは年3回程度実施予定の園外保育の日は、家庭より弁当を持参します

※ 1号認定、3号認定外児の長期休業中の給食提供は事前申込の必要があります

(10) 健康診断の実施

入園時の健康診断	実施項目・実施方法	
	就園前の親子面接時、健康調査票 家庭調査票をもとに聞き取り	出生時の状況や発達について 病歴・アレルギー・その他

定期健康診断	実施項目	実施回数	実施時期	摘要
		内科検診	年2回	就園前、 5月、11月

定期健康診断	歯科検診	年1回	6月	8月を除く
	身体測定	年11回	毎月1回	
	尿検査	年1回	5月	

委嘱医(園医)の 配置等	【園医】 おおたにこども ファミリー クリニック	所在地:鳥取市国府町新通り3丁目301-1 (内科医)大谷 英之 (TEL 0857-51-1221) 委嘱事項:健康診断、保健指導等
	【園歯科医】 立川の森歯科 クリニック	所在地:鳥取市立川町5丁目52-4 (歯科医名)福川 聖子 (TEL 0857-29-6161) 委嘱事項:歯科検診、歯科保健指導等
	【園薬剤師】 よつば薬局	所在地:鳥取市里仁 53-7 (薬剤師名)源 真理子 (TEL)0857-30-3300 委嘱事項:環境衛生検査、薬品管理指導等

(11) 納入金等について

【月額納入金〔幼児部〕】

幼児部とは、年少学年以上児、毎年4月2日時点満3歳～就学前の園児をさします。

(単位：円)

項目	金額（月額）		備考
	1号認定 (+新2号認定)	2号認定	
保育料	無償	無償	
施設費	1,000	1,250	※①
園バス維持費	300	300	※②
教育保育環境充実費	920	1,150	※③
給食費（副食）	※④ 4,400	5,500	※⑤
給食費（主食）	※④ 1,200	1,500	
おやつ代	-	200	
納入金合計	7,820	9,900	

【その他月額納入金】

保護者会費	400	400	※⑥
交通会費／通園バス利用費	(往復) 3,200円 (片道) 2,200円		※⑦

- ※① 冷暖房費、施設修繕費等に充当されます
- ※② 園外保育等での園バスの運用に充当されます
- ※③ ICT教材、ICT管理システム、絵本、知育玩具等、教育保育環境整備に充当されます
- ※④ 1号認定の給食費は、9月請求を行いません（年11ヶ月徴収）
- ※⑤ 次の要件に該当する1号及び2号認定子どもについては、副食費の支払いが免除になります **【年収360万円未満相当の世帯の子・第3子以降の子】**
- ※⑥ きょうだい関係の場合、第二子以降半額となります（保護者会費は徴収したその全額を「こども園かける保護者会」に移譲し、以降の運営は保護者会が行います。詳細は「こども園かける保護者会会則」等をご参照ください）
- ※⑦ 交通会費/通園バス利用費は9月請求を行いません（年11ヶ月徴収）
きょうだい関係が同時乗車の場合、2人目以降半額となります

その他費用等詳細は次々項以降をご確認ください。

【月額納入金〔乳児部〕】

乳児部とは、毎年4月2日時点で満1歳以上児、満3歳の誕生日を迎える年度の終わりまでの学年に在籍する園児をさします。

(単位：円)

項目	金額 (月額)				備考	
	1歳児学年		2歳/満3歳児学年			
	3号認定	認定外1歳 ※①	3号認定	認定外2歳 ※②		
保育料	鳥取市決定額	30,400	鳥取市決定額	※③ 26,100		
施設費	特定負担	1,250	1,000	1,250	1,000	※④
園バス維持費		-	-	150	150	※⑤
教育保育環境充実費		575	500	575	460	※⑥
給食費 (副食)	保育料に含まれる	※⑦ 4,400	保育料に含まれる	※⑦ 4,400		
給食費 (主食)		※⑦ 1,200		※⑦ 1,200		
おやつ代	300	200	300	200		
合計	2,125 +鳥取市決定額	37,700	2,275 +鳥取市決定額	33,480		

【その他月額納入金】

保護者会費	200	200	200	200	※⑧
交通会費/ 通園バス利用費	乗車できません	乗車できません	(往復) 3,200円 (片道) 2,200円		※⑨

- ※① 認定外1歳児とは原則として、3号認定での入園となった園児が保育の必要性の事由がなくなり、認定が取り消しとなった際、その後も継続して園に在籍をする園児のことを言います
- ※② 認定外2歳児とは3号認定を取らない、満3歳の誕生日を迎える前日に1号認定に移行する子育て支援児のことを言います
- ※③ 認定外2歳児の保育料は満3歳の誕生日の前日(1号認定日)から無償となり、誕生日前々日までを日割りで徴収します
(誕生日前々日までの平日開園日数/当月の平日開園日数×26,100円)
1号認定移行後の保育料以外の月額納入金(特定負担等)は、その年度が終了するまで引き続き該当の金額を徴収します
- ※④ 冷暖房費、施設修繕費等に充当されます
- ※⑤ 園バスの運用に充当されます(1歳児は園バス利用がないため、徴収しません)
- ※⑥ ICT教材、ICT管理システム、絵本、知育玩具等、教育保育環境整備に充当されます
- ※⑧ 認定外1・2歳児の給食費は、9月請求を行いません(年11ヶ月徴収)
- ※⑦ きょうだい関係の場合、第二子以降半額となります(保護者会費は徴収したその全額を「こども園かける保護者会」に移譲し、以降の運営は保護者会が行います。詳細は保護者会会則等をご参照ください)
- ※⑧ 交通会費/通園バス利用費は9月請求を行いません(年11ヶ月徴収)
きょうだい関係が同時乗車の場合、2人目以降半額となります

その他費用等詳細は次項以降をご確認ください。

【その他雑費】

項目		金額					備考
		1号認定	2号認定	3号認定	認定外2歳	認定外1歳	
入園 内定後 納入金	入園受入準備金	5,000円			-	施設整備 等に充当	
	制服・体操服	実費徴収		任意で購入			
	保育用品購入費	実費徴収		任意で購入			

※ 年少学年から制服、満3歳を含む未満児学年は原則私服になります

※ 《保育用品購入の際の返品・交換について》

未使用、タグ付きで、納品1か月以内のお申し出に限り受付いたします。（上靴は受付できません。）徴収後の返品の際の振込手数料は、保護者様負担となります。

項目		金額					備考
		1号認定	2号認定	3号認定	認定外2歳	認定外1歳	
入園後 納入金	行事費	実費				園行事に 係る費用	
	保険料	(年額) 240円			※		

《保険料について》

1号・2号・3号認定児は、園内でのケガ等の際に適用される保険として、日本スポーツ振興センターの保険に加入します。加入には災害共済給付契約の必要があります。（入園内定後に書類配布）毎学年4月度分として集金します。（5月請求/引き落とし）

※ 認定外2歳児は1号認定になる月（満3歳の誕生日を迎えた月）の請求に加算します
園でケガをして病院で治療を受けた場合、治療費の一部を給付します

認定外1歳・2歳児の場合は「園児24総合補償制度（24保険）」の加入を推奨します

【時間外保育料】

《1号認定及び認定外1・2歳児》

区分		料金	時間・備考
通常保育日	預かり保育	450円	通常保育終了後～18:00
	延長保育	50円/10分	18:00～19:00
土曜日、 長期休業日等 1号認定休業日	預かり保育	600円	7:30～16:30
	延長保育	50円/10分	16:30～19:00
	給食費	420円/1食	副食 330円・主食 90円

※ 預かり保育料には「おやつ代」を含めるものとします

※ 1号認定について、共働き世帯の子どもなど保育の必要性の認定（新2号認定）を受けた世帯・住民税非課税世帯（新3号認定）は、時間外保育料のうち、日額450円までが無償（各市町村から償還になります）

※ 時間外保育料の無償化については幼児部年少クラスに在籍となった4月からの時間外保育料が対象となります。住民税非課税世帯（新3号認定）は満3歳になった日から対象となります

※ 無償化の対象となるには、認定申請書（新2号・新3号）の提出が必要となります
（入園内定後に案内いたします）

- ※ 利用回数・時間数・給食提供回数に応じ、納入金と同時に口座より振替します
- ※ 園務システムによる管理のため、指定時間になると自動的に料金が発生します

《2号・3号認定》

区分		料金	時間・備考
標準時間保育認定	延長保育	鳥取市が決定	18:30～19:00
短時間保育認定	早朝保育	鳥取市が決定	7:30～ 8:30
	延長保育料①	鳥取市が決定	16:30～18:30
	延長保育料②	鳥取市が決定	18:30～19:00

※ 2・3号認定については、所得等に応じ市町村が決定した保育料の徴収となります

【月途中入園・退園の月額納入金】

月途中入退園の際の保育料・特定負担・給食費・交通会費については、下記の計算式に基づき請求いたします。

月途中入園	$\text{入園日以降の平日開所日数} / \text{当月の平日開所日数} \times \text{月額納入金}$
月途中退園	$\text{退園日までの平日開所日数} / \text{当月の平日開所日数} \times \text{月額納入金}$

※ 1号認定、2号認定についての保育料は無償化のため除外して計算します

月途中入退園の際のおやつ代、保護者会費については以下の通りとなります。

暦日15日未満の在籍（入退園）	徴収なし
暦日15日以上在籍（入退園）	月額徴収

(12) 支払いについて

納付金については、原則**毎月末で締め、翌月15日**に申込口座（山陰合同銀行・鳥取銀行・ゆうちょ銀行）より振替します。（15日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日）
 残高不足等により振替できなかった場合は、同月の25日（銀行休業日の場合は翌営業日）に再振替します。（**再振替手数料**が発生いたしますので、あらかじめご了承ください。）
 毎月の請求額内訳は、園務システムアプリにより**翌月10日前後**にお知らせします。
 入園受入準備費については、入園後、初めの請求と同時に引き落としされます。
 園/法人の過失による誤納等を除き、原則、**請求金の返還は行なっておりません。**

(13) 通園バスについて

通園バスをご利用希望の方は、入園内定後園務システムアプリにより申込希望をお聞きします。バスコース一覧表にて、所定の停留所でご乗車いただくこととなりますが、雪の多い時期等により、乗降場所を多少変更する場合があります。

バスコース（時刻）表は内定後、3月中に園務システムアプリにて配信します。

- ※ 特別な場合を除き、学期間はバスルートの変更が難しいため、追加申込できません
- ※ 当日、送迎への変更がある場合は園務システムアプリ又は電話にて連絡必須となります

(14) 主な年間行事（令和4年度）

月	年間行事	保護者の参加行事
4月	始業式・入園式・保護者会総会 誕生会	入園式・保護者会総会
5月	園外保育・誕生会・内科検診・交通安全指導・田植え	(親子遠足)
6月	保育参観週間・プール開き・誕生会・園外保育・ 歯科検診	保育参観週間
7月	園外保育・個人懇談・誕生会・終業式	個人懇談
8月	夏休み	
9月	始業式・園外保育・誕生会（8月と合同）	
10月	運動会・6歳臼歯指導会・園外保育 誕生会・稲刈り・5歳児お泊り保育	運動会
11月	園外保育・誕生会・内科検診・保育参観週間	保育参観週間
12月	生活発表会（幼児部）・園外保育・誕生会・希望懇談	生活発表会・希望懇談
1月	始業式・誕生会・園外保育	
2月	誕生会・園外保育・個人懇談・保育参観週間・ 生活発表会（乳児部）	個人懇談・保育参観週間
3月	誕生会・お別れ会・卒園式・修了式	卒園式（年長）

(15) 利用の開始及び修了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定、認定外1歳及び2歳子ども】 施設の管理者（こども園かける）が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 鳥取市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による（入園内定後に配布）
利用開始日	各市町村発行の「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等 入所申込書（兼児童台帳）」に記載の利用開始希望日とする

利用終了日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなった時（卒園を含む） ・ 保護者から退園の申出があった時 ・ 利用継続が不可能であると各市町村が認めた時 ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じた時
利用に当たっての留意事項	<p>登園は9時30分までをお願いします。</p> <p>当日に欠席、又は登園・お迎えが遅れることを連絡する場合は7時30分までは園務システムアプリ、それ以降は電話と園務システムアプリ両方にご連絡をください。</p> <p>発熱、風邪症状のある場合は登園を控えてください。</p> <p>また、登園後に37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます</p> <p>※詳細については、入園内定者説明会にて書類配布及び説明</p>

(16) 緊急時における対応方法

本園の職員は、教育中に園児の容態の変化・けが等の緊急事態が生じた場合は、すみやかに保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	鳥取消防署
所在地	鳥取県鳥取市吉成 640-1
電話番号	0857-23-2301

【管轄する警察署】

警察署名	鳥取警察署
所在地	鳥取県鳥取市千代水 3 丁目 100
電話番号	0857-32-0110

(17) 非常災害対策・防犯予防

防火管理者	横井 良一
避難訓練	火災、地震、不審者、雪害を想定した避難訓練及び消火訓練を月に1回実施します。 また、 年1回の引き渡し訓練 を行います。
防災設備	自動火災報知設備、消火器具、AEDセット
避難場所	修立小学校、鳥取東高校野球グラウンド
緊急時の連絡手段	電話、園務システムアプリの一斉配信にて情報提供

(18) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当	横井 良一	副園長
相談・苦情解決責任者	横井 司朗	園長

【要望・苦情への対応方法】

本園は、提供した教育・保育に関する要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、解決体制の整備など必要な措置を講じます。

(19) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社等	保険の種類	保険掛金
(独)日本スポーツ振興センター	災害共済給付制度 (満3歳以上の全園児が加入)	園と保護者の負担になります
東京海上日動火災保険㈱	賠償責任保険	園が負担します

(20) 個人情報の取り扱い

本園の職員及び職員であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た情報を法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(21) 保護者と子ども園の連絡について

本園では、お子様が毎日安心できる環境の中で、健康・安全に楽しく過ごすためには、保護者と園が共通理解をし、協力し合うことが大切であると考えております。
園やご家庭での様子を相互連絡するため、園務システムアプリ上の連絡帳を活用します。乳児部は毎日連絡帳を記入します。幼児部はクラス担任より、必要に応じ（月1回程度）園での様子をお伝えします。
重要な連絡事項は園務システムアプリの一斉配信機能や電話連絡にてお知らせいたします。園だより（毎月末）、クラスだより（毎月7日頃）、給食だより、保健だよりを発行し、情報の共有かに努めます。

(22) その他保護者に説明すべき事項

以下の書類は入園内定後に配布・説明します

食物アレルギー除去食依頼書
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について
与薬・投薬・出席停止のお知らせ及び登園許可等について
個人情報取り扱いに関する同意書
入園にあたって（1日の流れ等）
緊急災害時の休園措置等について
一時預かり事業について
園務システムアプリ「コドモン」について
他

この重要事項説明書は令和4年8月現在の暫定版であり、各関係機関との協議により、内容変更の可能性がります。